

帯広市太陽光発電システム導入資金貸付申請書

年 月 日

帯広市長 様

〒
申 請 者 住 所

氏 名 印

電話番号 — —
生年月日 年 月 日

帯広市太陽光発電システム導入資金貸付規則第5条の規定により、資金の貸付を申請します。
併せて、この手続きに係る個人情報の閲覧及び個人情報の関係機関への提供について同意します。

申請者は、帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。
申請者がこれらの者に該当することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

記

1 貸付対象設備を設置する住宅

設置建物の所在地	帯広市
設置建物の形態 (該当するものに○を付ける 新築・建替は入居予定も記入)	1 新 築 2 建 替 3 既 存 (増改築含) 4 野立て (年 月入居予定) ※設置完了報告書提出時までに入居している必要があります。
設置建物の所有区分 (該当するものに○を付ける)	1 単独所有 2 共有 3 賃貸又は使用貸借 4 その他 (2～4の場合は設置承諾書を提出してください。)

2 設置工事予定期間

開始予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

3 設備の状態・過去の貸付金受給等（該当するものに○を付けてください）

購入する設備の状態	1 未使用品である 2 未使用品ではない
過去の貸付金受給の有無	申請者を含め同一世帯員が同一設備に対する貸付を 1 利用したことがある 2 利用したことはない
個人情報の取得	申請に関する審査のため、市が税情報を取得・確認することについて 1 同意する 2 同意しない

※氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

4 貸付金対象経費・貸付金申請額

(1) 対象経費の算出

①太陽電池モジュール								円	モジュール	枚
②パワーコンディショナ								円		
③架台								円		
④その他付属機器								円		
⑤設置工事に係る費用								円	配線器具購入・設置工事・電気工事含む	
小計								円	① + ② + ③ + ④ + ⑤	
消費税								円		
貸付対象経費 (A)								円	小計 + 消費税	



貸付対象経費を転記

(2) 貸付申請額の算出

貸付対象経費 (A)											円	(1) 対象経費の算出の「合計」を転記
資金計画	①帯広市補助金										円	
	②その他補助金										円	
	③金融機関等の貸付金										円	
	④その他										円	
	⑤自己資金										円	
	小計 (B)										円	① + ② + ③ + ④ + ⑤
貸付金申請額 (C)		-				0	0	0	0	円	(A-B) 万単位かつ上限 170 万円	

※ (B) + (C) = (A) となること。

5 貸付希望金融機関

銀行 信用金庫 信用組合 農協・労金	本店 支店 (※帯広市内に限る)
-----------------------------	------------------------

6 返済期間

返済期間 (最大 10 年)	年
----------------	---

7 申請代行の有無（「1 代行あり」に○をつけた場合は代行業者欄も記入）

1 代行あり 2 代行なし （該当するものに○を付ける）	
代行業者	法人名：
	所在地：〒
	電話：
	代行者：
	☐ チェック：貸付規則、手続方法等について理解したうえで代行手続きを引き受けます。
	☐ 貸付規則、手続方法等について申請者へ説明し了解を得ました。
	☐ 帯広市へ提出する書類は、その写しを申請者に控えとして1部提出します。
	☐ 着工の際は、申請者と連絡をとりあい事前着工にならないよう努めます。 ☐ 別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」を確認しました。 都市計画法、建築基準法等の各種関係法令を遵守して設置します。

8 添付書類

確認欄	添付書類
1	工事請負契約書・売買契約書等の写し
2	位置図
3	市税を滞納していないことを証する書類又は税情報確認承諾書 （「3 設備の状態・過去の貸付金受給等」欄で個人情報の取得に同意する場合は不要）
4	設置承諾書（設置する建物が申請者の所有でない場合）
5	設備形状仕様を説明するカタログ、パンフレット等

【申請にあたっての注意点】

- ・規則第4条「対象住宅」について
 1. 併用住宅の場合、居住部分が2分の1以上であることが要件となります。（居住部分の割合が確認できる平面図等の書類を申請時に添付して下さい。）
 2. 同一敷地内にあり生活を営む上で一体として使用されている附属家屋等に設置し、申請者自らが居住する住宅において発生エネルギーを利用するものについては対象とします。ただし、生計を一にしない世帯の者が所有する家屋・施設等への設置は対象となりません。
 3. 同一敷地内であっても、営業用に電力会社と電灯契約を行っている系統へ連系する場合は対象となりません。
 4. 設備設置の際に、建築物の敷地及び建築物等に都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の違反となるものは対象となりません。
- ・別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」の掲載事項を含め、関係法令を遵守して設置する旨を代行業者や設置業者に申請前に確認してください。